

広島県告示第四百七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
横島B地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

庄原市			市・区
水越町			町
			大字
横島	馬ヶ段	黒瀬谷	字
八二〇番一	五四一四番	五四一五番	地番
標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱番号
		八〇七番四	標柱一号